労働問題でお悩みの労働者、事業主の皆さんへ 労働紛争解決制度をご利用ください

(福島) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 (電話) 024-536-4600 厚生労働省福島労働局内



いじめ・嫌がらせ 賃金の引き下げ

損害賠償を払え?

セクハラ 採用内定取消



配置転換

お場

り労

の働

こ問

と題

で

雇止め

解雇



辞めさせて くれない こんなことで お困りでしたら お気軽に ご相談 ください

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度 関係機関連絡協議会の構成機関・団体

- ① 厚生労働省福島労働局
- ② 福島県商工労働部雇用労政課
- ③ 福島県労働委員会事務局
- 4 日本司法支援センター福島地方事務所(法テラス福島)
- ⑤ 福島県弁護士会
- 6 福島県社会保険労務士会
- (7) (一社)日本産業カウンセラー協会東北支部

協力機関 ⑧ 福島地方裁判所、⑨ 福島簡易裁判所



- 上記のそれぞれの機関、団体で「労働相談」あるいは「紛争解決のための手続」をお受けしています。
- 詳しい内容は、次ページでご確認いただけます。お困りの内容により、相談先、手続先をお選びください。

※ 相談の秘密は厳守します。

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会とは

県内の行政機関、民間団体等によって構成され、個別労働紛争の解決の促進を 図るため、相互連携を図っています。 ※事務局 厚生労働省福島労働局

まずは 相談したい 関係機関連絡協議会の 構成機関・団体のうち①~⑦

労働相談 機関

スタッフが皆さんの困りごとの相談をお受けし、解決に向け アドバイスを行います。また、必要に応じて他の機関、団体 の制度などを紹介し、速やかな解決を図ります。

案 内

解決制度 により 解決したい 裁判外の制度

関係機関連絡協議会の 構成機関・団体のうち①③⑤⑥⑦

裁判上の制度 関係機関連絡協議会 協力機関

8:労働審判、民事訴訟

9:民事調停、民事訴訟

労働紛争 解決機関

皆さんから所定の手続をいただいた場合に、あっせん※、 調停などによって困りごとを解決する機関、団体です。

※「あっせん」とは

労使間で話し合っても解決しなかった場合に第三者が 間に入り、労使双方から主張を聞き、問題点の整理や解 決策の検討を行って、話合いによる紛争の解決を図る制 度です。

~ 裁判外労働紛争解決制度の概要一覧 ~ ※ それぞれ、こんな特長があります

こんな

場合は

- お金をかけたくない。
- ・早急に対応してほしい問題がある。(例 在職者のいじめ・嫌がらせ、パワハラ、マタハラ、セクハラ被害等)
- ・労働問題で、民事上と労基法等、いろんな問題 が入り混じっている。これらの労働問題の 問題点と解決方法を整理したい。
- 近くで相談したい。

- お金をかけたくない。
- ・公労使委員のサポートを受けながら解決したい。
- ·紛争について、じっくり話 を聞いてもらいたい。
- ・訴訟の懸念もあるので 経験を積んだ弁護士に 担当してほしい。
- ·労働問題以外の問題も ある。(例 会社への 出資金の返還請求)
- ·労務管理上の不備が 原因の事案。労務管理 に精通した人に担当し てほしい。
- ・平日の昼間はどうしても 時間が取れない。夜間 や土曜日なら可能。
- ·「お金等で解決しておしまい」でなく、わだかまりや 誤解を解いて、よりよい関係を築きたい。

	福島労	労働局 雇用均等室	福島県労働委員会	福島県弁護士会	福島県 社会保険労務士会	(一社)日本産業カウンセラー協会 東北支部
制度・手続名	* 労働局長による助言・指導 * 紛争調整委員会による あっせん	* 労働局長による援助 * 調停会議による調停	* 個別的労使関係調整制度	* 弁護士による示談 あっせん手続	* 労働解決センターによる あっせん	* ADRセンターでの 調停
特長	・無料 ・直接相談できる場所が 多い。 ・出張あっせん対応 可 ・事案に応じて助言指類の 方法での対応が可能。 ・監督署、雇用均等室に 係る事案が混在する場合、取次ぎや相談内容 の提供が可能。	・無料 ・労働相談のうち、男女 雇用機会均等法、育 用機会均等法、育 児・介護体業法に対応 事実について対応 る事能。 ・事に応じて「労働局 といる援助」、「労働局 を関して、「労働局 を関して、「労働局 を関して、 ・事による での対応が可能。	・無料 ・解決率が高い。 (全国平均で6割程度) ・公(弁護士、大学教授等) ・公(弁護士、大学の3者を受ける。)労(労働組合等)の3者を関係の3者を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	・法律家として5年以上の 経験のある弁護士が 担当する。 ・労働問題以外の事案を 併せて解決する場合で も、対応は可能。 ・出張対応 可(要相談)	・労務管理の専門家である社会保険労務士が担当る。(事案によっては弁護士が担当。) ・夜間・土曜の開催可。 10:00~20:00 毎週水曜日(第2除く) 第2土曜日 ・出張対応可(要相談) ・あっせんはH28年7月12 日までは震災復興支援で無料	・産業カウンセラー担当。 ・解決の基本的なスタンス は、法律の枠に囚われず、双方が問題の認識で 気持ちの理解を深めて聴 、当時の表別を伝えて、対 き、必要事情を聴対 き、必要事情を聴対 き、必要事は、判 の制度は、判 の等を参考のが解決の基本的なスタンス。
相談 場所	福島労働局、全監督署 内相談コーナー	福島労働局	福島県自治会館	福島県弁護士会館 (福島、郡山)	福島県社労士会 (福島)	(一社)日本産業カウンセラー協会 東北支部
開催 場所	同上	同上	同上	原則は上記会館 (出張可 要相談)	原則は上記のとおり (出張可 要相談)	ADRセンター (東京·名古屋·大阪)
費用	相談、制度利用とも無料	相談、制度利用とも無料	相談、制度利用とも無料	相談、あっせんは有料 (「無料相談」は無料)	相談は無料、あっせんは 有料だが無料措置中	電話相談は無料 面談、調停は有料
標準・ 目標の 回数・ 期間等	·助言指導:1回のみ 当日〜1週間程度。 ·あっせん:原則1回 終了まで1〜2ヶ月。	·労働局長による援助: 1ヶ月程度。 ·調停:1~複数回。 案提示まで2~3ヶ月。	・必要に応じ1回~複数回 ・終了まで1ヶ月程度 (複数回実施時を除く)	·申請から3ヶ月以内、 3回程度での解決を 目指す。	・原則1回。 (複数回行うこともある) ・申請から期日当日まで 概ね1ヶ月。	・複数回が前提。 ・所要期間は、事案によって異なるので一概には言えない。

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
① 福島労働局	I 総合労働相談(電話、面談) 【無料】※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	I 解雇、労働条件引下げ、配置転換、雇止め、いじめ・嫌がらせ、採用内定取消などの相談。次の10コーナーで、月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~16:30 の間、ご利用になれます。 ▼ 福島労働局総合労働相談コーナー(福島労働局企画室内) 電話 024-536-4600 ▼ 福島総合労働相談コーナー(福島労働基準監督署内) ▼ 郡山総合労働相談コーナー(郡山労働基準監督署内) ▼ はわき総合労働相談コーナー(いわき労働基準監督署内) ▼ 会津総合労働相談コーナー(いわき労働基準監督署内) ▼ 会津総合労働相談コーナー(会津労働基準監督署内) ▼ 自河総合労働相談コーナー(自河労働基準監督署内) ▼ 有賀川総合労働相談コーナー(須賀川労働基準監督署内) ▼ 喜多方総合労働相談コーナー(喜多方労働基準監督署内) ▼ 富語 0248-24-1391 ▼ 電話 0248-24-1391 電話 0248-24-1391 電話 0248-24-1391 電話 0248-24-1391 電話 0248-24-1391 電話 0248-24-1391 電話 0248-75-3519 電話 0241-22-4211 電話 0244-36-4175 電話 0244-36-4175 電話 0246-35-0050
(企画室)	Ⅱ 福島労働局長による助言・指導 【無料】	 Ⅱ 上記 I の紛争について、福島労働局長が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、当事者が自主的に解決することを促進します。 ※ 助言・指導のうち「ロ頭助言」は、「電話により行う」ことから、迅速に対応することができます。 ▼ お問合せ・申出先 福島労働局企画室 電話 024-536-4600
	Ⅲ 福島紛争調整委員会によるあっせん 【無料】	Ⅲ 上記 I の紛争について、福島労働局に設置する福島紛争調整委員会においてあっせんを行います。 当事者間であっせん案に合意した場合、受諾されたあっせん案は民事上の和解契約の効力を持ちます。 ※ 委員会は、公平、中立性の高い第三者機関であり、弁護士、特定社会保険労務士、学識者等の委員 により構成されます。
①福島労	I 相談(電話、面談) 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	 I 職場における男女差別的取扱い、母性健康管理、マタハラ、セクハラ、育児・介護休業等の取得、パートタイム労働等の相談。 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15 の間、ご利用になれます。 ▼ 福島労働局雇用均等室
働局(雇用均等室)	Ⅱ 福島労働局長による援助 【無料】(助言・指導・勧告)	II 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労働者と事業主との紛争について、 労働局長が問題解決に必要な助言等の援助を行います。▼ お問合せ・申出先 福島労働局雇用均等室 電話 024-536-4609
	Ⅲ 調停会議による調停 【無料】	 Ⅲ 上記Ⅱの紛争について、調停会議において労使双方から事情を聞き、調停案を作成して受諾勧告します。 当事者が合意した調停案は民事上の和解契約の効力を持ちます。 ※ 調停会議は、公平、中立性の高い第三者機関であり、弁護士、特定社会保険労務士、学識者等の委員により構成されます。 ▼ お問合せ・申請先 福島労働局雇用均等室 電話 024-536-4609

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
② 福島県中小企業	フリーダイヤル労働相談 (電話) 【無料】	【サービス内容】 解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関することや勤労者福祉に関すること、職場での人間関係の悩みなど労働問題に関する相談を受け付けています。 労働者、使用者のいずれの立場でも相談できます。 【連絡先及び受付時間】 福島県中小企業労働相談所(県庁雇用労政課内)フリーダイヤル 0120-610-145 月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~16:00 ※ 固定電話、携帯電話とも上記にお電話ください。
③ 福島県労	I 労働相談(面談、電話、メール、FAX)【無料】※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	 【サービス内容】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について、随時、相談をお受けします。また、使用者と労働組合間のトラブルなどの相談も受け付けています。 【お問合せ先及び受付時間】 ①お問合せ先 福島県労働委員会事務局(福島県自治会館4F) (電話) 024-521-7594 (FAX) 024-521-7596 (メール) roudousoudan@pref.fukushima.lg,jp ②受付時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
働委員会事務局	Ⅱ 個別的労使関係調整制度 【無料】	【サービス内容】 労働者と使用者との間で生じた労使トラブルについて、労働委員会が公平・中立な立場で両者の調整を図り、迅速かつ円満な解決をサポートします。 【利用方法】 ①制度内容 専門的な知識を持った経験豊かな調整員(公労使三者構成)が間に入り、労使双方からそれぞれ主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行い、話し合いによる紛争の解決を図ります。 ②お問合せ・申請先 福島県労働委員会事務局(福島県自治会館4F) (電話) 024-521-7594

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
④ 日本司法支援セ	I 情報提供 (電話・来所) 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	【サービス内容】 職場に関する相談等、あらゆる法的トラブルでお悩みの方に対し、適切な法制度と関係機関(法律相談・公的機関窓口等)の紹介をしています。 【連絡先及び受付時間】 法テラス福島 050-3383-5540月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~15:30コールセンター 0570-078374 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~21:00土曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~17:00 ※ IP電話からは03-6745-5600にお電話ください。 【注意点】 情報提供業務では、個別の法律相談や法的判断を行っていません。
ンター 福島地方事務所(法テラス福島)	Ⅱ 民事法律扶助 (電話・来所) 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	【サービス内容】 無料法律相談や弁護士・司法書士の費用立替を希望される方は、資力などの要件確認を行い、該当する方に対して、無料法律相談等の予約受付を行っています。 【連絡先及び受付時間】 法テラス福島のほか、白河、会津若松、相馬地区の予約受付) の50−3383−5540 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~17:00 法テラス二本松(法テラス二本松のほか、郡山地区の予約受付) の50−3381−3803 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~17:00 法テラスふたば(法テラスふたばのほか、いわき地区の予約受付) の50−3381−3805 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~17:00 コールセンター 0570−078374 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~21:00 土曜日(祝日、年末年始を除く)9:00~17:00 ※ IP電話からは03−6745−5600 にお電話ください。 【注意点】 資力等の要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。また、電話での法律相談は行っていません。

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
5	I 法律相談 (1) 有料相談 【有料】 相談料 30分 5,000円+消費税	【 サービス内容 】 解雇・賃金未払等の労働問題のほか、借地借家、金銭貸借、相続、離婚、交通事故、債務問題、刑事事件、その他の一般的な法律問題ついてのご相談をお受けします。 【 利用方法 】 ※ 要電話予約 最寄の各法律相談センター(下記参照)に、事前に電話予約をお願いします。 相談予約受付時間は、原則として 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00 です。 ご相談の時間帯は各法律相談センターにより異なりますので、電話予約の際にご確認下さい。 ▼ 福島法律相談センター 電話 024-536-2710 ▼ 郡山法律相談センター 電話 024-936-4515 ▼ いわき法律相談センター 電話 024-936-4515 ▼ いわき法律相談センター 電話 0242-27-0264 ▼ 白河法律相談センター 電話 0242-27-0264 ▼ 相馬法律相談センター 電話 0244-36-4789
》福島県弁護士会	(2) 無料法律相談 【無料】 労働·生活保護相談窓口	【 サービス内容 】 解雇・賃金未払などの労働問題、生活保護に関する問題についての専門相談窓口です。 ただし、窓口での電話相談は行っていません。担当弁護士の事務所で面談相談が原則となります。 【 利用方法 】 ※ 要電話予約 下記の受付電話番号に、お電話で「労働・生活保護相談を利用したい」とお申し出下さい。担当弁護士から折返し電話し、面談相談の日時を調整します。 受付電話番号 024-534-2334 受付時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~16:00
	II 弁護士による示談あっせん(弁護士会あっせんセンター) 【有料】 ※手数料や手続の詳細は、福島県弁護士会(電話024-534-2334)までお問合せいただくか、福島県弁護士会HPをご覧下さい。	【サービス内容】 解雇・賃金未払等などの労働問題、借地借家、金銭貸借等について、法律家として経験が5年以上の弁護士が、 当事者双方の意見をよく聞き、公平・中立な立場で意見調整を行い、話合いによる解決をサポートします。 【利用方法】 利用方法は、福島県弁護士会までお問合せいただくか、福島県弁護士会HPをご覧下さい。 電話番号 024-534-2334 受付時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
6 福島県社会保険労務士会	I 年金·労働相談 【無料】	【 サービス内容 】 解雇や配置転換、労働条件の引き下げ、セクハラ、長時間労働、労働災害、労働者派遣などの職場のトラブルの相談 【 利用方法 】 相談日 毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)13:00~17:00 予約受付 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:30~17:00 電話 024-526-2270
	II 社労士会労働紛争解決センター福島による あっせん 【有料】申立費用 10,000円+消費税 相手方費用 5,000円+消費税 ※ 【無料】震災による復興支援のため 平成28年7月12日まで無料措置中	【サービス内容】 労働契約(解雇や出向・配転など)やその他労働関係(職場内でのいじめ・嫌がらせなど)に関する事項についての、個々労働者と事業主との間の個別労働紛争について、労働問題に精通した社会保険労務士及び弁護士があっせんを行い、「和解契約書」にまとめることで解決に導きます。 実施日 毎週水曜日(第2水曜日を除く)、毎月第2土曜日 10:00~20:00 のうち希望する時間 問合せ 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30~17:00 社労士会労働紛争解決センター福島(福島県社会保険労務士会内) 電話 024-535-4430

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
⑦ (一社)日本産業カウンセラー協会 東北支部、	I 電話相談 【無料】 ※ 相談料金は無料(通話料金は相談者負担)	【サービス内容】 職場、暮らし、家族、将来設計など、働くうえでのさまざまな悩みについての電話相談に応じます。 【利用方法】 月~土曜日(年末年始を除く)15:00~20:00 なお、相談時間は一人1回30分以内。 「働く人の悩みホットライン」電話 03-6667-7830
	II 心の相談室(面談) 【有料】 費 用 1回 60分 6,200円	【サービス内容】 東北支部を含む全国各支部で相談室を設置し、様々な悩みをお持ちの方に、個人面談でのカウンセリングを行っております。職場の人間関係、退職後の人生設計、夫婦のこと、子どものこと、親のこと、生きがいのこと、性格のこと、気分の落ち込み…その他、どのようなご相談でもかまいません。 【利用方法】 ※ 要電話予約 ▼ 東北支部相談室 仙台市青葉区本町二丁目6−15-503 申込・問合せ先 電話 022−715−8114 FAX 022−715−8115 相談日・時間 月~金曜(祝日・年末年始を除く) 10:00~20:00 (土日も相談に応じます) ※ 予約のための電話の受付時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~16:00
	Ⅲ 裁判外解決制度の「調停」 【有料】 費 用 申立人・ 調停申立手数料27,000円 ・ 2回以上調停を実施する場合、 第2回目から1回ごとに 期日手数料6,000円 相手方・ 2回目以降の調停実施時、 1回ごとに期日手数料6,000円 ※ なお、和解成立時には、紛争の価格に応じた 成立手数料(双方で負担)が発生します。 詳細は、お問合せください。	【サービス内容】 裁判外の解決制度として「調停」を行うことができます。 「調停」では、産業カウンセラーの資格を持ち、かつ対象となる紛争分野の専門家が調停者として、双方の主張や要望をそれぞれからよく聞き、両当事者の対話を促して相互理解を深め合わせて問題解決を図る方法を探っていく「対話促進型ADR」により、問題解決に努めます。 当機関で扱える紛争の分野は次の2つです。 ● 個別労働関係紛争(解雇、雇い止め、賃金引下げ、セクハラ、パワハラ等) ● 男女間の維持調整に関する紛争(離婚・夫婦関係の調整、協議離婚に伴う問題等)お問合せに対するご案内や取次ぎは東北支部(問合せ先TEL 022-715-8114)でも承ります。 【利用方法】 次の実施機関に調停手数料とともに調停申請書を提出していただきます。 以降は、機関が調整を図りながら「調停」を進めていきます。 実施機関名 (一社)日本産業カウンセラー協会 ADRセンター 所 在 地 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階 電 話 03-3438-4568 実施日・時間 月〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

	ご利用いただける制度	内容、お問合せ先
8福島地方裁判所	I 労働審判 労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う制度です。 I 仮処分 I 民事訴訟(訴額が140万円を超える場合) 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る制度です。	【費用について】 左記制度のいずれも申立手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求額等により変わります。 ※ 労働審判では、請求額100万円の場合、申立手数料は5,000円です。 【ご注意】 裁判所では、左記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。 なお、法律相談及び弁護士の紹介は、行っていません。 【お問い合わせ先】 ▼ 福島地方裁判所民事部 電話 024-534-2302(ダイヤルイン) 所在地 福島市花園町5番38号 対応時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:00
⑨ 福島簡易裁判所	 I 民事調停 調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話合いによる解決を図る制度です。 Ⅲ 支払督促(金銭の請求に限る) Ⅲ 少額訴訟 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟制度、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。 Ⅳ 民事訴訟(訴額が140万円以下の場合)裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決する制度です。 ※ 平成23年4月22日より当面の間、福島富岡簡易裁判所における民事事件に関する事務は郡山簡易裁判所で取り扱います。 	【